

質問回答書

令和 8年 4月 21日

件名 令和8～18年度神栖市立中学校体育館空調設備賃貸借

番号	図面番号等	質問	回答
1	契約について	本契約においてリース会社が受託し、又は請け負うことが建設業法に抵触する可能性がある業務を含んでいる場合は、リース会社は工事会社とグループを組んでこれを受託し、当該工事会社を工事業務にあたらせるとともに、当該グループの代表としてリース会社が本契約を締結するという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、契約相手方以外の事業者が、物件の設置作業(現地試験含む)や保証等、当該契約の一部を履行する場合は、あらかじめ書面により通知し、賃借人の承認を得ることとします。
2	インボイスについて	インボイス対応において、要件を満たす適格請求書は必要でしょうか。	賃借人は地方公共団体となり、消費税申告が不要なためインボイスの交付を求めることは基本的にありません。
3	契約変更について	半導体不足や紛争等の影響により販売元の納期に遅延が発生した場合や、構築業者に起因する理由により納期が遅延した場合はリース会社の責ではないため、指名停止や遅延違約金は発生せずに、賃貸借開始日延期や賃貸借料変更の協議に応じていただける認識で宜しいでしょうか。	受注者の責によらない場合は、ペナルティを課すことはありません。賃貸借開始日延期や賃貸借料変更については、別途協議とします。
4	使用期間について	本事業は補助金を活用する事業であり、補助金要件上、当該設備については法定耐用年数(13年)相当期間にわたり、継続して使用されることが前提となっております。無償譲渡後においても、法定耐用年数を満たすまで、貴市において補助金要綱を遵守し当該設備を引き続き使用される予定であるとの理解で相違ないでしょうか。 また、上記前提を明確にするため、契約書の特約事項への記載、または別途覚書の締結により、無償譲渡後を含めた利用継続について確認させて頂きたいと考えておりますが、ご対応可能でしょうか。	補助金要綱を遵守し当該設備を引き続き使用する予定です。また、契約書の特約事項への記載、または別途覚書の締結などは原則可能ですが、取り決め方法については別途協議とします。

件名 令和8～18年度神栖市立中学校体育館空調設備賃貸借

番号	図面番号等	質問	回答
5	補助金について	上記質問によるご対応を頂けた場合でも、本契約においてはリース期間10年、期間満了後は無償譲渡を予定しているため、譲渡時に補助金返還を求められる可能性があります。その場合の返還義務は貴市に負って頂くという理解でよろしいでしょうか。	R8年度の補助金交付要件等が決定しましたら、当該要件に合わせて契約の変更を別途協議とします。
6	補助金について	受注者の責によらず、補助金の返還義務が発生した場合は貴市の責任という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	補助金について	仕様書7(6)について、リース会社の責によらず補助金交付決定額が少なかった場合、協議の上、契約金額変更に応じていただけますでしょうか。	導入の見送りを含め、別途協議とします。
8	補助金について	仕様書7(6)について、補助金が採択されない場合は補助金を控除せずに賃貸借契約を締結するという認識でよろしいでしょうか。もしくは、設備導入自体を見送ることになるでしょうか。	導入の見送りを含め、別途協議とします。
9	保守について	仕様書11(6)について、配線、配管等についての保守に関しては、当該工事に起因する初期不良等による不具合に限定とすることよろしいでしょうか。	仕様書11保守等について (1)の通りとなります。

件名 令和8～18年度神栖市立中学校体育館空調設備賃貸借

番号	図面番号等	質問	回答
10	処分費用について	変圧器容量の不足により、変圧器を交換する必要がある場合、PCB等処分費用は別途協議していただくことは可能でしょうか。	別途協議とします。
11	仕様書の修正	—	仕様書 12 その他特記事項（2）について、記載内容を修正しました。入札金額は契約期間の総額となります。（修正仕様書を確認すること）